

2019年 3月25日

社員の皆様へ

静岡市葵区御幸町8-1
株式会社東海道シグマ

年次有給休暇取得促進にあたって

2019年4月より、改正労働基準法が施行され、すべての企業におきまして、年10日以上有給休暇が付与される従業員に対して、年次有給休暇の日数のうち、5日については使用者が時期を指定して取得させることが義務付けられました。これにより、社員の皆様につきましても、対象者の方には有給休暇の取得促進を進めて参りますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

【有給休暇取得促進】

年次有給休暇の取得は社員の方からの請求が基本となります。まずはご希望日に年次有給休暇の取得を請求してください。

【対象者と有給休暇の付与日】

- ・年次有給休暇は、当社（東海道シグマ）に6ヶ月間継続勤務（出勤率8割以上）したフルタイム勤務の社員の方に10日を付与しています。この方が対象となります。
- ・また、1年6ヶ月以降は労働基準法39条の規定に従って付与いたしております。
- ・パート勤務の社員の方も付与日数が10日以上である場合は対象者となります。

【年次有給休暇の取得時期の指定について】

- ・付与日から5ヶ月乃至7ヶ月ほど経過した時点で、年次有給休暇の取得状況を確認しながら行います。この時点ですでに対象期間において5日以上の有給休暇を利用している場合は指定しません。
- ・社員の年次有給休暇の時期指定につきましては、まず、社員の方からの取得時期の希望を聞いた上で、5日間を指定いたします。
- ・5日の指定にあたっては、業務状況を確認しながら指定させていただきますのでご協力をお願いいたします。

【年次有給休暇の取得時期の指定が不要な社員について】

- ・付与日から5ヶ月乃至7ヶ月ほど経過した時点で、すでに5日以上の年次有給休暇を請求・取得している社員の方については年次有給休暇の時期指定は行いません。

以上